

市川市いじめ対応ガイドライン

令和 2 年 4 月 9 日

市川市教育委員会

市川市いじめ対応ガイドライン

目次

はじめに	・・・ 1
1 学校及び教育委員会の基本的姿勢	・・・ 1
2 組織的な対応	・・・ 2
(1) 校内組織	
(2) 外部機関との連携	
(3) 教育委員会	
3 学校におけるいじめの認知について	・・・ 4
4 いじめ問題における初動時の対応	・・・ 4
5 被害児童生徒及びいじめが起きた集団への対応	・・・ 5
6 加害児童生徒への対応	・・・ 5
7 保護者への対応	・・・ 6
8 外部への説明及び公表	・・・ 6
9 報告書等への記載	・・・ 7

はじめに

いじめは、それを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

このため市川市教育委員会では、いじめ防止対策推進法のもと、平成27年3月に「市川市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止等の基本的な方向を示すとともに、教育委員会及び学校において、いじめの未然防止に向けた取組を進めてきた。

しかし、近年の児童生徒同士の間関係は、学校だけでなく家庭や地域等の児童生徒を取り巻く環境の変化によって複雑化し、いじめを事前に察知することが困難な場合も多く、期せずしていじめが起きてしまった場合の迅速かつ適切な対応が求められている。

このため、本市で発生したいじめ重大事態の学校及び教育委員会の対応を検証し、その在り方を明確にすることにより、同様の事案が繰り返されることのないようにするとともに、いじめ発生時の対応が、どこの学校でも迅速かつ適切に進められるように、本ガイドラインを示すこととした。

なお、本ガイドラインは特定の事案をもとに作成したものであり、インターネット等のトラブルも含め、年々複雑化する様々ないじめ事案に対応するものではないことから、今後、新たな事例等も加え、適宜見直すこととする。

1 学校及び教育委員会の基本的姿勢

- いじめの問題には、国のいじめ防止対策推進法のほか、千葉県いじめ防止基本方針、市川市いじめ防止基本方針に沿って適切な対応を行い、重大事態が発生した場合は、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」及び「千葉県いじめ防止基本方針」に則って対応すること。またそのために、研修会等を通して、関係法令等に関する理解を深めること。
- いじめ問題への対応は、児童生徒の生活の中心である学校が主体となって行い、関係する児童生徒及びその保護者からの調査等の要望には丁寧に対応し、常に寄り添った姿勢に努めること。
- 学校におけるいじめ問題は、学校の管理下において行われる行為だけでなく、管理下外であっても、その後の児童生徒同士の関係や成長発達等に影響が及ぶ可能性があるため、積極的に対応すること。
- 学校は、いじめがあるとの申告がされた場合は、いじめ問題の解決に向けて、早い段階から事実関係の把握等を確実にし、いじめ構造の全容解明に努め

ること。このため、関係者への丁寧な聞き取りやアンケート調査の実施、関係機関との連携等を進め、解決に向けた方針と具体的な対処方法、再発防止へ向けた取組を早期に示すこと。

- いじめの構造の全容が解明されていない段階では、「わからない」「対応をしない」等の断定的な回答をしないこと。また、被害児童生徒が不登校となっている場合には、無理な登校を促したりしないこと。
- いじめ問題に対しては常に高い問題意識を持って、校務分掌に基づくチーム学校としての組織的な対応に努めるとともに、関係機関との連携を積極的に進め、解決に向けた取組の検討・共有を図ること。的確な情報共有を図るために、調査に基づく正確な情報収集と整理及びその継続的な記録に努めること。
- 教育委員会は、いじめ問題について学校からの報告があった時には、適切な指導及び助言等の支援を行うこと。特に、学校が判断に迷っている場合や、誤った判断をしている場合、経験の少ない校長が対応している場合には、よりきめ細かな指導と支援に努めること。

2 組織的な対応

(1) 校内組織

- いじめ発生時には、初動時の早急な対応が問題の複雑化を防ぐことから、対応は、校務分掌に基づいて常にチーム学校として組織的に行うこと。このため学校は、全職員で情報を共有するとともに、関係職員の意見等を参考に校長が対応方針を明確に示し、「いじめ対応の組織」が機能的に対応できるようにすること。
- 「いじめ対応の組織」には、校長や教頭、該当学年の担任や主任、生徒指導主任、養護教諭のほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職員も加え、多面的な対応を図ること。さらに、必要に応じて教育委員会や警察、児童相談所、児童精神科医等の医療機関とも連携を図ること。
- いじめ発生時、児童生徒への対応は、担任や養護教諭等、児童生徒の状況をよく把握している者が行い、関係機関との連絡・調整等は教頭や教務主任、生徒指導主任等が中心となって行うなど、校長の指示の下で役割分担を行うこと。
- 全職員の情報共有等は、「いじめ対応の組織」を中心に、職員会議や生徒指導部会等の校内の関係機関を活用して行うこと。各機関は、伝達機関に留まらず、解決に向けた協議を行う機関として機能させていくこと。

- 「いじめ対応の組織」や校内の関係機関で協議された内容は、その都度記録に残し、担当職員が替わっても、継続的な対応が図られるようにすること。

(2) 外部機関との連携

- いじめ問題の解決には、関係機関との連携は欠かせない。いじめの形態や児童生徒の置かれた状況等により関係機関は異なるが、情報共有や協力関係の構築に努めること。
- 暴行、傷害及び恐喝等、いじめが犯罪行為として取り扱われるときは、警察と連携して取り組んでいくこと。この場合、学校は警察に対して、情報提供を含めて、協力要請を積極的に進めていくこと。
- 警察が関わる問題となった場合であっても、警察が行う捜査と学校が行う調査は別であり、学校は調査できる立場にあることを認識し、カウンセリングマインド的な手法を持って教育的な視点から調査を行うこと。
- 医療機関と連携する場合、学校は早い段階から医師を含めた話し合いの場を設ける等、医療と学校の立場を相互に理解して、互いに協力しながら現実的な対応策を検討していくこと。その際は、他の関係機関とも連携を図りながら情報を整理した上で、学校の対応を医師と再度確認をするなど、情報の正確性を担保する取組に努めること。
- 外部機関や外部専門家の意見を正確に把握し、具体的な対応につなげていく手立てとして、学校運営について学校及び教育委員会に意見を述べることのできる学校運営協議会の支援及び協力を積極的に図っていくこと。

(3) 教育委員会

- いじめ対応の主体は学校であり、教育委員会は指導・支援をする立場にある。このため、学校内で情報が正しく共有されているか、解決に向けた取組が適切に行われているか、といったことの確認のほか、学校と関係機関（警察、医療機関、相談機関、法律関係者等）の調整を適切に図ること。また、経験の浅い学校長にはきめ細かで具体的な指導・支援を行うこと。
- 教育委員会は、被害児童生徒の心理状態や欠席状況等から学校におけるいじめ問題が重大事態に発展する可能性があるかと判断した場合には、問題の早期解決に向けて学校に適切な指導を行うこと。
- 必要な措置として加害児童生徒の出席停止等が考えられるが、実行については文部科学省の通知「出席停止制度の運用の在り方について」に則って、被害児童生徒の安全確保及び、加害児童生徒への指導の効果等を熟慮した上で、人権や教育を受ける権利を十分に踏まえて行うこと。
- そのためにも、教育委員会は、確実な情報共有と学校からの報告が適切に上がってくる仕組みの充実を図るとともに、学校や教育委員会が法令等に則っ

た対応が適切に進められるよう、弁護士等に相談できる仕組みの活用を図ること。

3 学校におけるいじめの認知について

- 学校は、いじめがどの学校、どの児童生徒間にも起こり得る問題であるとの認識に立ち、日頃から児童生徒の人間関係について注意深く観察し、変化を見逃さないこと。
- 一見するといじめに見えない場合であっても、本人が被害を訴えている場合や、社会的に相当ではない行為が疑われる場合には、いじめ問題として対応すること。
- 金銭のやり取り等がトラブルに発展している場合は、「いじめがあるかも知れない」との認識に立ち、事実の正確な把握に努めること。また、早期に聞き取りを行う等、いじめの可能性について積極的に対応していくこと。
- 保護者等からの訴えや警察等の外部機関からの情報提供があった際は、いじめの可能性を念頭において、児童生徒間の人間関係を早急に確認するとともに、事実関係と問題の本質的な要因の把握に努めること。

4 いじめ問題における初動時の対応

- 学校は、いじめ問題の解決に向けて事実関係の全体像と問題の本質的な要因を早急に把握し、両者が歩み寄る形の中で、早期解決に向けた取組を適切に進め、重大事態に発展する可能性があるという認識の下、その未然防止に努めること。
- そのため、いじめの疑いがある事案に対しては、早い段階から当事者（関係職員及び周囲の児童生徒を含む）への聞き取りを行い、事実関係を確認するとともに、両者の人間関係や双方の心的状況を把握すること。
- 聞き取りに当たっては、客観的な事実を踏まえながら行うこと。
- 被害者側、加害者側の双方が適切に情報を共有する措置を講じること。ただし、双方が同席して話し合う場の設定については、十分に配慮する必要があり、被害者側の心情に格別な配慮をしたうえで対応すること。なお、当事者間に事実の齟齬がある場合には、被害者側、加害者側の双方が情報を共有する場の設定は避ける等の配慮をすること。
- 保護者同士の話し合いは、発生の初期段階であり、かつ、客観的な事実が明確な場合においては双方の児童生徒を理解する面からも、学校が主体となって設定すること。その際には、当事者間の人間関係や聞き取りの内容等につ

いて情報を共有するとともに、解決に向けた方策を一緒になって検討する姿勢を示すこと。但し、カウンセリングに関する内容等、個人情報や人権に関わる情報のうち共有可能な情報は限定的であり、その情報については、十分に精査をすること。

5 被害児童生徒及びいじめが起きた集団への対応

- 被害児童生徒からいじめの訴えや要望があった場合には、その声にしっかりと耳を傾け、丁寧に対応すること。いじめられている児童生徒にも責任があるという考えを決して持つことなく、徹底して守るという姿勢を示すこと。
- 被害児童生徒の安心感を確保することが、いじめ問題の解決には重要であることから、職員を配置したり別室で対応したりといった物理的な対応に留まらず、被害児童生徒の気持ちを踏まえたうえで、精神科医やカウンセラー等に具体的なアドバイスを求め、カウンセリング的対応によって、不安や恐怖を和らげる取組に努めること。
- 不安や恐怖を和らげるために、可能な限り被害児童生徒と加害児童生徒の人間関係の改善に努めること。
- 同時に、学級の友達や周囲の児童生徒等に働きかけ、「話を聞いてくれる」「守ってくれる」「同じ思いの仲間がいる」といった環境づくりが重要となる。このため、担任は、被害児童生徒の気持ちを踏まえたうえで、児童生徒同士が支え合う人間関係を形成する等の学級指導に努めること。
- 被害児童生徒が、安心して教育を受けられるようになる環境の確保に努め、長期欠席状態が続く場合でも家庭訪問等により、いつでも学級に戻れるように最大限の配慮を行うこと。
- いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させ、お互いを尊重し認め合う関係づくりに力を注ぎ、再発防止に努めること。

6 加害児童生徒への対応

- いじめの本質的な解決には、加害児童生徒の反省の気持ちは欠かせない。このため、自らの行為の責任を自覚させるとともに、加害の原因となる不満やストレスを把握し、再発防止に向けた指導を行うこと。
- そのためには、加害児童生徒の人間関係や生活環境等に関する事実の確認を、カウンセリングマインドの視点をもって行うこと。
- また、周囲から一方的に攻められることによって生じる不安についても十分

に理解し、カウンセリングマインドの視点をもって指導を行うこと。そのうえで、被害児童生徒を守り、安心につながる対応として、双方の接近を避けるために別室で対応したり、ある程度の行動制限を設けたりすることも必要である。

- 加害児童生徒が謝罪の意思を示した場合には、問題解決への過程として、適切に謝罪の場を設け、人間関係の改善を図るよう努めること。

7 保護者への対応

- 学校は、被害児童生徒の保護者からいじめの訴えや要望があった場合には、その声にしかりと耳を傾け、丁寧に対応すること。
- 学校は、加害児童生徒の保護者に対して、事実関係の丁寧な説明を行い、加害児童生徒の反省と、再発防止に向けた取組に理解を求め、連携して問題解決にあたること。
- いじめに関係した児童生徒が複数いる場合や、クラス全体がいじめ問題に何らかの形で関係する場合は、誤解や憶測を生まないように、関係する保護者への説明を、事実に基づいて慎重に行うこと。
- 保護者から提供されたビデオ等の資料については、問題解決に向けて参考とするべきである。しかし、撮影・録音された状況などから、人権への配慮も含めて、教育的な精査は必要である。記録された経緯や理由等を正しく判断できなければ、問題の解決とは逆の方向へ進んでしまう危険もある。このため、視聴するかどうかについては、以下に沿って、その都度適切に判断すること。また、判断に迷う場合には教育委員会等へ相談すること。
 - 提示された物的証拠が適切な状況下で記録されたものであるか。
(資料提供者への聞き取りにより適切に判断する)
 - ・ 盗撮や盗聴等、法的見地からみた場合に個人情報や人権の侵害に当たらないか
 - ・ 作為的に作られていて、公平性及び中立性を欠いたものでないか
 - 当事者である児童生徒の特性を理解するうえで必要であるか。
 - 学校が行っている聞き取り調査等の内容を補完または補足するものであるか。

8 外部への説明及び公表

- 学校は必要に応じて学校運営協議会等で事実を報告し、対応を協議すること。但し、児童生徒の人権等には十分に配慮するとともに、保護者会等で報告す

る場合には、関係する児童生徒及び保護者の同意を得て行うこと。

- いじめに関する根拠のない噂及び、誹謗中傷が確認された場合には、学校は速やかに打ち消しを行い、全体への広がりを防ぐこと。特に、事実が確認されていないことに関しては、噂や誹謗中傷が絶対に許されないものであることを、集会や保護者会等の全体の場合や、個別指導の場を通して周知徹底し、対応すること。

9 報告書等への記載

- 報告書は、調査で明らかになった事実を記載すること。
- 学校が把握したいじめの経緯や児童生徒同士の関係性のほか、児童生徒へのアンケート調査や警察が行った捜査の結果等、いじめと関係のある事実を記載するものであり、それ以外のものは原則として記載する必要はない。
- 特に心証形成につながる事実については、いじめとの関係性を十分に精査して記載することが求められる。このため、人権やプライバシーに配慮したうえで、いじめ事案の解決に資する内容に限って、カウンセリングの内容や警察の捜査結果等も、できる限り記載をする必要がある。
- また、両者の意見に齟齬がある場合は、そのことを両論併記する必要がある。
- いじめ問題の解決の過程では、児童生徒及び保護者のほか、関係機関等との幅広い連携の中で多くの情報が提供される。このため、事実や具体的な対応に関する多くの情報の整理と共有は必須であり、そのための記録を、正確かつ詳細に残すようにすること。
- 報告書及びいじめ事案に関する記録等（校内関係機関での話し合いの結果を含む）については、厳重に保管し、問題解決から少なくとも5年間は保存すること。